

柏市立光ヶ丘中学校PTA会則（案）

第1章 名称および事務局

第1条 本会は柏市立光ヶ丘中学校PTAと称し、事務局を光ヶ丘中学校（柏市光ヶ丘4-23-1）におく。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、光ヶ丘中学校教育の振興を図り、生徒の福祉を増進することを
を
目的とする。

第3章 活動および主旨

第3条 本会はその目的達成のために家庭と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

- （1） 生徒の教育環境をととのえる。
- （2） 生徒の生活環境をととのえる。
- （3） 生徒の校外生活を指導する。
- （4） 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
- （5） この地域の社会教育の振興を助ける。
- （6） その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

- （1） 教育を本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
- （2） 特定の政党、宗教にかたよらない。
- （3） 営利のみを目的とする行為はしない。
- （4） 学校の人事、管理に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織される。

- （1） 本校の生徒の父母、またはそれに代わる人（以下保護者という）
- （2） 本校の教職員

第6条 会員は、本会の趣旨に賛同する光ヶ丘中学校の保護者と教職員とにより構成され、そのすべてに
平等の権利を有し、義務を負う。

第7条 会員は、会費を納めるものとする。ただし、特別な事情がある会員に対しては、会長・副会長・学校側
に
おいて協議をし、会費を減免することができる。

第5章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 書記 3名（内1教職員）
会計 3名（内1教職員） 会計監査 3名

第9条 役員は指名委員会を設け、候補者を選出する。指名委員会に関する細則は別に定める。
ただし、選出は総会の承認を得なければならない。

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 会長は柏市PTA連絡協議会運営委員を兼任する。
(光中→光小→中原小の順で持ち回り、3年に1度担当する。)
- (3) 柏市PTA連絡協議会運営委員会に会長が出席できない場合は、副会長・書記・会計が代理出席する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 書記は総会および運営委員会の開催準備ならびに議事の記録、本会活動に関する重要事項の記録、関係文書の作成・配布・保管に当たる。
- (6) 会計は総会が決定した予算に基づきいっさいの会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他本会の財務管理にあたる。
- (7) 会計監査は年度末に本会の経理を整理し、その結果を総会に報告する。また、会計監査は必要に応じて臨時に会計の監査を行うことができる。

第6章 経理

第12条 本会の経費は、会費およびその他の収入によって支弁される。

会費は、一世帯月額300円とする。

第13条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第14条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 機関

第16条 本会に次の機関をおく。

総会 役員会 運営委員会 部長会 部会

第17条 総会は本会の全会員をもって構成する。

第18条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 役員の選出
- (2) 年度決算の承認
- (3) 年度予算の議決
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要事項の審議ならびに議決

第19条

- 1. 総会は定期総会と臨時総会の2つとし、会長がこれを招集する。
- 2. 定期総会は毎年4月に開く。
- 3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。

第20条 総会は会員の4分の1以上(ただし委任状を含む)の出席を持って成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは議長が決する。

第21条

- 1. 役員会は会長、副会長、書記、会計および校長、教頭をもって構成する。
- 2. 役員会は総会、運営委員会等の議案、議決の揭示、その他の本会の活動に必要と思われる事項について協議する。

第 22 条

1. 本会に次の支部をおく。

・豊住 ・中新宿 ・東中新宿Ⅰ ・東中新宿Ⅱ
・光ヶ丘東部 ・今谷 ・つくしが丘 ・加賀

2. 支部は全会員で組織し、支部役員の選出及び本会の目的達成に必要な活動を行う。

第 23 条 運営委員会は会長・副会長・書記・会計と各部長・副部長、校長・教頭・教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。

災害や感染症等により、運営委員会が開催できない場合は、会長・副会長・書記・会計と校長・教頭・教務主任にて協議決定を行う。

第 24 条

1. 本会に次の部会を設け、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- (1) 学年部 学年PTAの運営、会員相互の研修およびその他の活動
- (2) 広報部 会報の発行、その他の広報活動
- (3) 校外部 生徒の校外指導、地区懇談会等

2. 各部会は部長、副部長を互選する。

第 25 条 運営委員会・部長会・部会は必要に応じて随時開催とする。

第 8 章 付 則

第 26 条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

第 27 条 この会則は総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

第 28 条 この会則は昭和42年4月26日より施行する。

昭和47年5月18日 一部改正

昭和59年4月21日 一部改正

昭和60年4月27日 一部改正

平成 元年4月22日 一部改正

平成 4年4月18日 一部改正

平成 7年4月15日 一部改正

平成14年4月19日 一部改正

平成19年4月20日 一部改正

平成20年4月19日 一部改正

平成21年4月18日 一部改正

平成24年4月21日 一部改正 平成24年度より施行

平成25年4月20日 一部改正 平成25年度より施行

平成26年4月19日 一部改正 平成26年度より施行

平成27年4月25日 一部改正 平成27年度より施行

平成28年4月18日 一部改正 平成28年度より施行

平成30年4月23日 一部改正 平成30年度より施行

令和 3年5月15日 一部改正 令和3年度より施行

令和 4年4月21日 一部改正 令和4年度より施行

PTA役員選出に関する細則

第1条 この細則はPTA会則第9条に基づきPTA役員の選出について必要な事項を定める。

第2条 本部役員選出については指名委員会を設け選考する。指名委員は新1年生保護者を主体とした専任の委員として選出し、指名委員会は10名以内にて構成する。必要に応じて相談役を置くことができる。

第3条 指名委員会は指名委員互選により正副委員長各1名を選出する。

第4条 指名委員会は次のことを行う。

(1) 役員立候補者の受付ならびに推薦。

(2) 候補者について総会に上提する。

第5条 指名委員の任期は委員会の結成されたときから、総会において新役員が選出されるまでとする。

ただし、指名委員が候補者となった場合は、その時をもって指名委員を解くこととする。

第6条 この細則を昭和57年1月14日より実施する。

昭和61年 2月 4日 一部改正

平成 7年 3月 9日 一部改正

平成16年12月 2日 一部改正

平成18年 2月 2日 一部改正

平成20年 2月 6日 一部改正 平成20年度より実施

平成26年 4月19日 一部改正 平成26年度より実施

平成27年12月 7日 一部改正 平成28年度より実施

令和 4年 4月21日 一部改正 令和 4年度より実施

補導委員の運営委員会出席に関する細則

PTAより推薦された柏市青少年補導委員は運営委員会に任意に出席し、補導上の情報交換にあたる。

PTA慶弔に関する細則

第1条 この細則はPTA会則第26条に基づき、運営委員会の議決を経て定めるものである。

第2条 この細則は原則として会員およびその家族を対象とする。

第3条 柏市立光ヶ丘中学校に在籍する教職員で、転退職があった場合は感謝の意を表すために一律の金額の花束を贈る。特に事情のある場合は役員会の議決を経て執行することができる。

第4条 この会の凶事(死亡)の場合は次によって弔意を表する。

(1) 本校生徒の場合は香典として10,000円をおくる。

(2) 父母またはこれに代わる保護者の会員の場合は香典として10,000円をおくる。

(3) 本校教職員の場合は役員の議決を経て執行する。

(4) 本校教職員の配偶者およびその子女ならびに本人の両親の場合は香典として5,000円をおくる。

第5条 会員の不慮の災害については役員会の議決を経て執行する。ただし緊急を要する場合は会長が措置する。

第6条 該当者からの返礼は行わないものとする。

第7条 慶弔の意を表すにあたっては役員代表が行う。

第8条 この細則によりがたい場合は役員会の議決を経て執行する。

第9条 この細則は昭和61年3月4日より実施する。

平成17年 1月13日 一部改正

平成19年12月 5日 一部改正

平成20年 2月 6日 一部改正 平成20年 2月6日より実施

PTA組織図

本校PTAは下図のように、総会、役員会、運営委員会、部長会の機関をおく。

本校PTA会員は本校の教職員や保護者であると共に『光ヶ丘中学校区』を中心とする地域住民の一員であるということによって両者を合わせて組織が構成されている。

